

一級河川筑後川水系花月川改修工事（大分県日田市大字友田地内）並びに一級河川筑後川水系有田川改修工事（大分県日田市大字西有田地内）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

一級河川筑後川水系花月川改修工事並びに一級河川筑後川水系有田川改修工事及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、一級河川筑後川水系花月川改修工事及び有田川改修工事（以下「本体工事」という。）は、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法（昭和39年法律第167号）が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の一部である擁壁設置工事に伴う附帯工事として施工する掘削工事は、土地収用法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、大分県日田市における一級河川筑後川水系花月川（以下「花月川」という。）の三郎丸橋地点から花月川橋地点までの延長約4,625mの区間（以下「直轄区間」という。）及び一級河川筑後川水系有田川（以下「有田川」という。）の花月川合流点から本村橋地点までの延長約2,983mの区間（以下「補助区間」といい、「直轄区間」と併せて「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修事業である。

一級河川の管理は河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされ、同条第2項の規定により指定された区間の管理は都道府県知事が行うものとされているところ、直轄区間は同条同項による指定を受けておらず、また、補助区間は指定を受けていることから、直轄区間については国土交通大臣が、補助区間については大分県知事がそれぞれ本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る花月川及び有田川について、年超過確率1/10規模の洪水を安全に流下させることを目的とする、築堤、河道掘削等の河川改修事業である。

花月川は一級河川筑後川水系筑後川の支川として流路延長16.5km、流域面積176km²に及ぶ河川であり、有田川は花月川の支川として流路延長13.7km、流域

面積59.9km²に及ぶ河川であるところ、「筑後川水系河川整備基本方針」（平成15年10月策定、以下「基本方針」という。）等に基づき順次河川改修が実施されている。

本件区間においては、一部年超過確率1/5規模の洪水に対応する河道流下能力しかなかったところ、平成13年7月の集中豪雨により年超過確率1/10規模の洪水（以下「平成13年洪水」という。）が発生したことから、本件区間上流部の有田川小寒水橋地点で溢水・氾濫が生じ、床下浸水家屋48戸、浸水面積26.2haに及ぶ被害が発生するとともに、県道、市道が冠水し、地域交通が一時遮断されるなどの事態が生じている。

本件事業の完成により、本件区間の流下能力が花月川の三郎丸橋地点において540m³/秒から710m³/秒に、有田川の花月川合流点において230m³/秒から390m³/秒に強化され、年超過確率1/10規模の洪水に対応するものとなることから、平成13年7月洪水と同等規模の洪水を安全に流下させることが可能となる。

以上のことから、本件事業の施行により、本件区間及びその周辺における洪水被害の再発が防止され、流域住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるなどの公共の利益が得られることが認められる。

（2）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等により環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、花月川及び有田川の流域において、レッドデータブック（環境省編修）上の絶滅危惧Ⅱ種メダカ、準絶滅危惧種オヤニラミ等の希少動物の生息が確認されていることから、本件事業の施行による影響について検討する必要がある。

この点について、起業者は、魚類の生息域に影響を与えないよう河床を極力改修せず、築堤、河道掘削等により流下能力の強化を図るとともに、淵の保存、巨石の配置等の措置を講ずるなど環境保全及び再生に配慮した工事を施工している。また、学識者、地域住民等により構成される「日田の川を考える会」等から、環境保全に関する意見を聴取して事業を進めている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

（3）代替案の検討について

本件事業の目的を達成するための手法として、平成13年洪水による被害の復旧を緊急的に行う必要があること、基本方針等に基づき順次堤防整備が行われていること等を踏まえ、河道改修により河積の確保を図る観点から検討した結果、築堤、河道掘削等を組み合わせる本件事業案（築堤案）のほか、河床を掘削する案（河床掘削案）が考えられる。

河床掘削案は、河道内の工事が中心となるため用地取得を行う必要がないが、（2）で述べた希少動物の生息環境に与える影響が大きいと見込まれること、河床の掘削工事が非出水期に限定されるため、事業の施行期間の長期化が予想されること、といっ

た問題点がある。

築堤案は、用地取得が必要となるものの、河床の掘削を極力抑えているため環境に与える影響が少なく、河床掘削案に比べ工事も容易である。

以上、環境への影響、事業の施行期間、工事の難度等からみて、本件事業の手法は本件事業案が最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と (2) で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の手法は他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたとおり、平成13年7月洪水と同等規模の洪水による被害の再発を防止するため、本件区間上流部における被災箇所改修工事を早期に施行する必要があると認められる。また、河川の治水対策は、上下流を一体として集中的に実施することにより一層事業効果が発揮されるものであることから、本件区間下流部の改修工事を上流部とあわせて一体的に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等の規格に基づく必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。